

## 原著論文

プール監視業務と警備業務の整合性  
—概念上の警備業万能論による安全確保の実相—

田中 智仁

Tomohito Tanaka: The consistency of pool monitoring service and security guard service: The real facts of the ensuring safety by almighty security guard business in the concept. Bulletin of Sendai University, 46 (2) : 35-45, March, 2015.

**Abstract:** From the Sennan Accident, pool monitoring service is security guard service. However, pool monitoring service was not carried out for security guard service substantially. Therefore it was thorough for security guard service. Pool monitoring service and security guard service legally match. But education and qualification for pool monitoring service does not match security guard service. As for the need of pool monitoring service that was admitted pool facilities, crime prevention, user's character, user's purpose, but it do not need to carry it out for pool monitoring service as security guard service. Pool monitoring service was thorough to security guard service that skip a concrete thing, and abstract concepts matched. Because security guard service is almighty on concepts. And the example was pool monitoring service and led to phenomenon of the cancellation to open to the public of the pool.

**Key words:** Security Guard Business, Essentialism, Ilinx  
キーワード: 警備業, 本質主義, 眩暈

## I. はじめに

2011年7月に大阪府泉南市の小学校のプールで、小学1年生の男子児童が溺死する事故(以下、「泉南事故」と表記)が発生した。事故発生当時は水泳の授業中ではなく、夏休みの一般開放中であった。そのため、教員はプールにおらず、プール監視業務が泉南市教育委員会から業者に委託されていた<sup>1)</sup>。

泉南事故の発生を受けて、警察庁は2012年6月25日に、プール監視業務は警備業務に当たると通知した<sup>2)</sup>。当該通知では、プール監視業務を他人に有償で委託する場合は、警備業の認定が必要であるとともに、警備業の認定のな

い業者がプール監視業務を有償で受託した場合は、警備業法違反として罰則の対象になり得ることも明記されている。

ところが、プール施設側にとって、当該通知は「寝耳に水」であり、プール監視業務を受託できる警備業者が見つからず、プールの営業を断念する自治体等が相次いだ<sup>3)</sup>。2014年現在も事態は改善しておらず、プールの一般開放が監視員不足に起因して激減している状態にある。加えて、監視員不足により警備業者への委託料が高騰し、予算的にプールの一般開放を断念せざるを得ない自治体もある<sup>4)</sup>。

一方、一般社団法人全国警備業協会(以下、「全警協」と略記)は、通知以前からプール監視業

務は警備業法上の警備業務に該当し、受託者に警備業の認定が必要だったとの見解を示している<sup>5)</sup>。同じく、警備保障新聞社は2003年の時点で、「通常行われているプール監視は、(中略)(雑踏整理、遊泳秩序維持、盗難防止等)を主な任務とし、(中略)警備業務に当たるものとされている」<sup>6)</sup>と解説している。ところが、明確な注意喚起等が行われたことはなく、実際には警備業の認定を受けていないスイミングクラブ等も参入していた<sup>7)</sup>。つまり、2012年の通知以前から警備業務に該当するとみなされていたにもかかわらず、プール監視業務は警備業務として実施されていなかったのだ。換言すれば、プール監視業務を警備業務として実施する意義は見出されていなかったということである。

それでは、なぜプール監視業務が警備業務とみなされるのだろうか。この疑問に対して、本稿は①プール監視業務を警備業務とみなす法的根拠はあるのか、②プール監視業務を警備業務として実施する上で資格の整合性は確保されているのか、③どのようなレトリックによってプール監視業務が警備業務とみなされるのか、④そのレトリックに依拠することで、どのような社会的影響が波及する可能性があるのかを明らかにすることを目的とする。

但し、本稿の意義は体育施設管理および水泳指導管理の技術力向上に資することではなく、社会学的な監視社会論に資することを意図している。そのため、プール監視業務という営為の背景にある安全管理の実相を究明することに力を置く。

以上の目的および意義に基づき、本稿では「Ⅱ.」において警備業法とプール監視の資格に着目し、警備業務としてプール監視業務を実施する上での制度的な課題を確認する。そして、「Ⅲ.」で分析視角を明確にし、「Ⅳ.」と「Ⅴ.」でプールの危険性を考察する。その上で、「Ⅵ.」で「危険」と「安全」という概念の結びつきを考察し、「Ⅶ.」で結論を述べることにする。

なお、本稿ではプール監視業務の適正な実施方法を提言することを意図しない。また、本稿は事例研究ではなく、プール監視業務をめぐる理論的考察に特化することから、プールにおけ

るウォータースライダーの有無、ロッカーの配置、ベンチやパラソルの個数等といった細かい設備や資機材の安全性には着目しない。

## Ⅱ. プール監視業務は警備業務なのか

### 1. 警備業法との整合性

警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長は、警視庁生活安全総務課長および各道府県警察本部生活安全部長に宛て、平成24年6月25日付で「プール監視業務を外部委託する場合における警備業の認定の要否について」を通知した。当該通知では、泉南事故について、プール監視業務の請負業者が警備業認定を受けておらず、契約上必要とされていた監視員の未配置が常態化していたことが明らかになったと指摘されている。

本来は監視員4人を配置する契約であったにもかかわらず、事故発生当時は監視員が1人しか配置されていなかった。そして、当該監視員が落とし物を処理するためにプールサイドを離れていた際に事故が発生している。つまり、事故発生当時は監視員が不在だったのである。

当該プールの監視業務を2001年度から受託していたビル管理業者の元社長は、事故後の会見において、委託料が安く、監視員の確保が難しいことを数年前から何度も市に伝えていたと説明した。また、事故発生6日前にも、プール利用者から泉南市教育委員会に、監視員が少ないとの苦情が電話で寄せられていた。このことから、委託者と受託者の両者とも、監視員不足を認識していたことが明らかになっている<sup>8)</sup>。

泉南事故の発生現場となった小学校プールは、泉南市教育委員会がプール監視業務の委託者であった。事故後は同様の立場にある関係省庁や自治体等から、プール監視業務を委託する場合に、受託者に警備業の認定が必要となるか否かについて、警察庁に質疑が寄せられた。そのため、警察庁はNPO法人日本プール安全管理振興協会等に対し、当該通知の「別添1」で次のような見解を回答している

まず、他人との契約に基づき、特定の施設において、事故等の発生につながる情報を把握す

るために活動し、情報を把握した場合には事故の未然防止に必要な措置をとり、事故等が発生した場合に被害の拡大防止に必要な措置をとる場合には、警備業務に該当する。そのため、このような業務を有償で行う場合には、警備業の認定を受けていることが必要となる。

一方で、警備業法第2条において、警備業務とは「他人の需要に応じて行うものをいう」と明記されていることから、警備業務に該当しないプール監視業務もある。具体的には、自然人が自己の施設を警戒する場合、法人が自己の所有する施設を従業員に警戒させる場合、水泳のインストラクターが水難救助を行う場合は「他人の需要に応じて行う」とはいえないため、警備業務に該当しない。また、他人の需要に応じて行われる場合であっても、ボランティアとして無償でプール監視が実施される場合は、警備業務には該当しない。つまり、他人の需要に応じて有償でプール監視業務が実施される場合に、警備業務に該当するのである。

以上の見解は、警備業法第2条の「この法律において「警備業務」とは、次の各号のいずれかに該当する業務であつて、他人の需要に応じて行うものをいう」という定義に整合している。また、「次の各号」に挙げられた4種類のうち、1号（施設警備業務）、2号（雑踏警備業務）、4号（身辺警備業務）の業務に整合性が見出される。

まず、1号は「事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等（以下「警備業務対象施設」という）における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務」である。プールが施設であり、当該施設内で「事故の発生を警戒し、防止する」ためにプール監視が実施されることを鑑みれば、プール監視業務は警備業務としての性格を有することになる<sup>9)</sup>。

次いで、2号は「人若しくは車両の雑踏する場所、又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務」である。あくまでプールの混雑度によるが、混雑状態であればプールを「人の雑踏する場所」とみなすことができる。また、「負傷等の事故の発生を警戒し、防止する」ためにプール監視

業務が実施されることを鑑みれば、プール監視業務は警備業務としての性格を有することになる。

最後に、4号は「人の身体に対する危害の発生を、その身辺において警戒し、防止する業務」である。実際に死亡事故が発生したことを鑑みれば、プールに「人の身体に対する危害の発生」があることは明白となっている。その危害が発生しないように「その身辺において警戒し、防止する」のがプール監視業務であることから、警備業務としての性格を有することになる。

このように、警備業法第2条の定義において、プール監視業務と1号、2号、4号の警備業務との整合性を見出すことが可能であり、プール監視業務を警備業務とみなす法的根拠を確認することができる。

## 2. 教育内容および資格との不整合性

一方で、当該通知の「別添2」として全警協に宛てた「プール監視業務を受託する際の警備員の資質向上について（要請）」では、プール監視を受託している警備業者に対し、従事する警備員に対する十分な教育を行うとともに、契約上求められる監視員の確保を徹底するよう要請している。その上で、「プールにおける安全確保に資する資格等」として、プール安全管理者（管理主任者・管理責任者）資格、水泳指導管理士資格、プール安全管理基礎検定、プール管理責任者講習会、水上安全法救助員資格、ライフセーバー資格が列記されている。

しかし、上記はすべて警備業に特有の資格ではない。警備業に特有の資格としては、警備員指導教育責任者、警備業務検定1級および2級、機械警備業務管理者、セキュリティ・プランナー、セキュリティ・コンサルタントがあるが、プール監視業務に特化したものはない。

また、警備員の新任教育は、警備業法施行規則第38条第1項で基本教育15時間、業務別教育15時間と定められているが、プール監視業務はカリキュラムに組み込まれていない<sup>10)</sup>。つまり、「別添2」の表題で「警備員の資質向上」と明記されているにもかかわらず、本来的に警備員はプール監視業務の資格者ではないのだ。

そのため、警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長は、2013年3月に全警協と公益社団法人全国ビルメンテナンス協会に宛てた「プール監視業務に従事する警備員の教育内容について（要請）」において、警備員の業務別教育にプール監視業務に必要な教育を組み込むよう要請した。

具体的な教育内容として、下記の5つが挙げられている<sup>11)</sup>。

- ① プール施設の構造と日常の保守、点検等に関すること
- ② プール施設での安全管理体制の整備や事故防止対策に関すること
- ③ プール施設での監視や緊急対処としての救助、救護に関すること
- ④ プール施設での装備資機材の活用や利用者への情報提供に関すること
- ⑤ その他緊急事態の対応に関すること

加えて、参考資料として、「プールの安全標準指針」が挙げられている。なお、当該指針は「遊泳利用に供することを目的として新たに設置する、もしくは既に設置されているプール施設」<sup>12)</sup>を対象としている。

その中で、プール監視業務については、「プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行う」と明記されている。また、監視員の選任については、「一定の泳力を有する等、監視員としての業務を遂行できる者」とされ、施設規模に合わせた十分な人数を配置する必要性が指摘されている。

しかし、教育内容および資格については、「公的な機関や公益法人等の実施する救助方法及び応急手当に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とするのが望ましい」<sup>13)</sup>と明記されているが、警備業認定および警備業関連資格の取得には言及されていない。さらに、「特に、夏季のみ使用する施設では、アルバイトの監視員が毎年違う人材となる場合が多いため、教育研修カリキュラム等を準備しておくことが必要」<sup>14)</sup>と明記されている。つまり、監視員を担う人員として短期アルバイトも想定されており、警備員の配置を義務づける趣旨は示されていないのだ。

このように、少なくとも教育内容と資格の上では、警備業がプール監視業務を担う必然性は見出せないのである。

### Ⅲ. 本質主義的アプローチ

以上のようなプール監視をめぐる一連の動向は、警備業務としてのプール監視業務の不徹底（第一段階）、泉南事故の発生（第二段階）、プール監視の厳格化（第三段階）、プール監視の厳格化に伴う一般開放中止（第四段階）という四段階に整理することができる。

この四段階のうち、第二段階から第四段階に着目すれば、構築主義的アプローチ<sup>15)</sup>によって「プールの一般開放中止」という事象を社会問題として考察することが可能となる。第二段階がメルクマールとなる事故の発生であり、次いで第三段階において警察庁がクレーム申し立て者となり、最後に第四段階で社会問題が構築されたと捉えられるからだ。

しかし、本稿で着目したいのは、第一段階におけるプール監視業務の不徹底である。つまり、なぜプール監視業務が警備業務とみなされ、なぜ警察庁によるクレーム申し立て活動まで徹底されなかったのかということだ。その背景には、プール監視業務を警備業務とみなすレトリック上の前提が存在したはずである。仮に第一段階のレトリック上の前提を疑問視せずに、第二段階以降の経緯を論じることに傾注すれば、プール監視業務と警備業務の整合性を認めた上で論理展開せざるを得なくなる。その結果、研究者自身が恣意的な境界線を設定し、「オントロジカル・ゲリマンダリング」<sup>16)</sup>に由来する「認識上の隠蔽作用」<sup>17)</sup>をもたらす論理展開になりかねない。

そこで本稿では、あえて構築主義的アプローチを採用せず、本質主義的アプローチ<sup>18)</sup>によってプール施設のハード面である物理的特徴と防犯性、ソフト面である利用者と利用目的を考察し、プールに備わる本質的な危険性を確認する。その上で、プール監視業務と警備業務の整合性を明らかにしていく。

## IV. プール施設の物理的特徴と防犯性

### 1. プールの物理的特徴

プールの本質的な危険性を考える上で、まずはプールの物理的特徴から確認したい。とはいえ、プールの空間の細部までを詳細に確認すると、着眼点が多岐にわたり、かえって焦点が定まらなくなる。そこで、「水流」「水深」「生物の有無」の3点に焦点化し、海水浴場の物理的特徴との比較から見出される相違点に着目する。

1点目の水流について、海水浴場では波や海流が発生する。海水が常に流動しており、利用者を沖へと離岸させる流れがある。加えて、時間帯や入浴場所によって潮の満ち引きや海流が変化することが、利用者が溺れる要因になる。一方で、プールでは基本的に、波や海流が発生せず、プールでは不規則な水流変化が発生しにくい。もちろん、「流れるプール」のように人工的に波や水流を発生させる形態もあるが、流れに一定の規則性がある。そのため、水流という観点からすれば、プールは海水浴場に比べて利用者が溺れる可能性が低いと考えられる。

2点目の水深について、海水浴場では窪みになっている箇所もあり、水深が不均衡になっている。利用者は窪みに踏み込んだ際に、足を取られ転倒する、もしくは沈むことにより、溺れる可能性がある。造成済みの人工海岸であれば、窪みを埋める等の施工によって均されているが、波や海流によって常に浸食されるため、水深の均衡性を維持することは極めて困難である。一方で、プールでは水深が明示されており、水深に均衡性がある。海水浴場のような波や海流による浸食がないことから、常に水深の均衡性が維持されている。そのため、水深という観点からすれば、プールは海水浴場に比べて利用者が溺れる可能性が低いと考えられる。

3点目の生物の有無について、海水浴場ではクラゲ等の海洋生物に接触し、噛まれる、もしくは刺されることで死傷する可能性がある。また、命に別条がない程度の軽傷であったとしても、噛まれたり刺されたりすることで体勢を崩し、溺れを誘発する可能性がある。一方で、プー

ルには海洋生物がないため、噛まれる、もしくは刺されることで死傷する可能性は皆無に等しい。そのため、生物の有無という観点からすれば、プールは海水浴場よりも体勢を崩して溺れる可能性が極めて低いと考えられる。

以上のような物理的特徴から、海水浴場にはライフセーバーや海上保安庁等のプロフェッショナルによる監視体制が敷かれる。しかし、プールは海水浴場と比べて溺れる可能性が低いことから、ボランティアやアルバイト等のノンプロフェッショナルが監視することも多くなりやすい。そのため、プール監視業務を専門化し、警備業務として実施すべき必然性が見出されなかったと考えられる。

### 2. プール施設の防犯性

プールの本質的な危険性を考える上で、次に確認したいのはプール施設の防犯性である。プールの物理的特徴と同様に、プールによって間取りや設置物等の配置が異なるため、個別性を考慮して空間の細部までを詳細に確認すると、着眼点が多岐にわたる。そこで、プール施設に共通して存在する「プール水槽」「プールサイド」「更衣室およびシャワー室」を着眼点としたい。これらの空間は、水着姿もしくは全裸・半裸姿になる空間であることから、次の2点を警戒する必要がある。

1点目は、盗難被害である。通常の外出時であれば、財布、腕時計、宝石類等の貴重品は身に着けるか、鞆に入れて持ち歩くことが多い。しかし、プール水槽に入る際はこれらを身につけることができず、必然的にロッカーやプールサイドに置くため、一時的に目を離すことになる。もちろん、施錠可能なロッカーに収納するか、プールの受付に預ける等の対策をとれば盗難の可能性を低減させられるが、学校プールの一般開放では施錠可能なロッカーを設置したり、受付に人員を配置することが困難な場合も多いと考えられる。そのため、窃盗被害を防止するための対策が必要になる。

2点目は、窃視および盗撮被害である。更衣中および水着着用中は生肌の露出が多くなるため、プール施設内だけでなく、施設外からの窃

視や盗撮にも警戒が必要になる。特に屋外の学校プールは、遮蔽材となるフェンス等の寸法が小さい場合もあり、立地条件に応じてプール施設外周における異常の有無を確認できる対策も重要である。

これらの被害を防止するためには、プール施設内外の監視性を高めなければならない。しかし、更衣室等は監視カメラの設置が困難であり、定期的に異常の有無を確認するためには人的な巡回に重点を置かざるを得ない。この人的な巡回をプール施設管理者や無償ボランティアが実施する場合は警備業務に該当しないが、有償で委託する場合には警備業務に該当する。

以上の2点は、海水浴場だけではなく、温泉や銭湯といった入浴施設にも共通する。しかし、プールの場合は海水浴場と異なり、施設の管理責任が生じる<sup>19)</sup>。また、温泉や銭湯よりも施設規模が大きい場合もあり、監視すべき箇所が広範かつ多岐にわたる。そのため、監視体制を整える必要性が認められるのである。この監視業務を有償で委託する場合には施設警備業務に該当することになる。但し、施設関係者や無償ボランティアによって監視業務を実施すれば警備業務に該当せず、警備業務として実施すべき必然性も見出せない。

## V. プールの利用者の特徴と利用目的

### 1. プール利用者の特徴

これまではプールの物理的特徴および防犯性の観点から施設のハード面を確認したが、次にプールの利用者と利用目的という観点からソフト面を確認していく。ここでは、水泳授業および水泳部の活動の場合と、一般開放の場合を区別して、プール利用者の特徴の違いを明確にしておきたい。

まず、水泳授業の場合、利用者の固定性が高いことが特徴として挙げられる。利用者である児童および生徒は学級等の単位でグループ化されており、学校教育課程における就学者としての立場でプールを利用する。主な利用目的の中に、体力および泳力の向上が含まれることから、監視者である教員も指導的立場から利用者を統

率する。

利用者が就学者であるということは、教員が各利用者を識別可能であることを意味する。そのため、統率をとりやすい体制のもとで授業が進行する。さらに、泳力に応じて事前にカリキュラムを変更する等の措置を講じることで、溺れる可能性を低度に抑えることが可能となる。教員だけではなく、他の利用者も、周囲の者の泳力、体調、性格等を知った上でプールを共同利用することから、プール水槽内での溺れや体調不良等の異常が早期に発見されやすい。

また、厳密に言えば課外活動に該当するが、水泳部であれば競技者としての立場でプールを利用することになる。水泳部の場合、利用者は基本的に水泳部員であり、水泳大会において戦績を挙げるために、体力および泳力の向上を主な目的としてプールを利用する。基本的には水泳授業と同様の特徴が挙げられるが、利用者の泳力は水泳授業よりも高いと想定されることから、水泳授業よりも溺れる可能性は低いと考えられる。

一方で、一般開放の場合、利用者の流動性が高いことが特徴として挙げられる。利用者は不特定多数であり、各利用者を監視員が識別することが困難である。同時に、監視員だけではなく、他の利用者も周囲の者の泳力、体調、性格等を知らないまま、プールを共同利用する。そのため、属性の異なる集団がプール水槽内に混在することになり、他者の行動に干渉しないよう、他者に対する無関心を心がけるようになる。また、個人利用者については、他の利用者との共同性を持たない状態でプールを利用することも考えられる。つまり、水泳授業の場合は同時にプールを共同利用する人々が固定的な共同性を有するのに対して、利用者に流動性がある一般開放の場合は、集団ごともしくは個人ごとに孤立し、他者との共同性が希薄な状態になる。そのため、プール水槽内での溺れや体調不良等の異常が早期に発見されにくくなる。

このように、水泳授業や水泳部の活動とは異なり、一般開放の場合は異常を早期に発見するために、プロフェッショナルによる監視業務が要請されるのである。但し、要請されているの

は救急救命に関する内容であり、警備業務との整合性を見出しにくいことから、プール監視業務を警備業務とみなす論拠にはならない。

## 2. プールの利用目的

次に、プールにおける利用目的についても確認する。ここで着目すべき点は、「プールの安全標準指針」に明記された「遊泳利用に供することを目的として」である。

遊泳利用であれば、利用者の年齢や性別等の属性に多様性が生じ、就学者であっても学校教育課程に含まれることなくプールを利用する。つまり、消費者としての立場でプールを利用するのである。

消費者について、ボードリヤールは「消費者たるかぎりでは、ひとは再び孤立し、バラバラに細胞化し、せいぜいお互いに無関心な群衆になるだけである」<sup>20)</sup>と述べた。つまり、利用者は消費者としての立場であるがゆえに、他者に対する共同性が希薄になり、他者に対して無関心になるのだ。そのため、教員が指導的立場から利用者を統率するのは異なり、監視員は個々の利用者や集団が異常なくプールを利用している様子を確認するのが主な役割となる。

それでは、消費者としての利用者が目的とする「遊泳」には、どのような特徴があるのだろうか。その特徴を考える上で、遊泳に含まれている「遊び」の側面に着目する。カイヨワは「遊び」を「競争」「偶然」「模倣」「眩暈」の4つに分類している<sup>21)</sup>。例えば、主に水泳部の活動にみられる「競泳」であれば、速さを競うことから「競争」の遊びとしての側面が表面化しやすい。しかし、一般開放の遊泳利用であれば、水泳、水球、浮遊、潜水等の多様な遊びが行われることから、競争とは異なる側面も表面化する。そのため、どのような遊びにも共通して表出する側面に着目しなければならない。

そこで挙げられるのは、「眩暈」の遊びである。どのような遊びであれ、プールに入水した時点で水力（水圧）の影響を受け、呼吸や身体行動の自由も制限される。そのため、地上での活動とは異なる圧迫感や浮遊感を体感することが可能となるのだ<sup>22)</sup>。

ところが、カイヨワは「眩暈は、殆ど直ちに死の危険を伴う。眩暈を人工的に起こすような遊園地の機械については、すべての事故の危険を取り除くよう、厳しい予防措置が取られている」<sup>23)</sup>と述べている。そのため、プールにおける眩暈の遊びは人体への負荷が大きく、意識混濁や呼吸困難等が生じる可能性があることから、事故の危険を取り除く予防措置が必要になるのだ。また、事故発生時には直ちに死亡する可能性があることから、救急救命も必要となる場合が想定される。

以上のように、海水浴場だけでなくプールにおいても、救急救命法を習得したプロフェッショナルによる監視業務が要請されるのである。但し、プール利用者の特徴と同じく救急救命に関わる要請であり、プール監視業務を警備業務とみなす論拠にはならない。

## VI. 一般化された概念としての警備業務

### 1. 「危険」および「安全」との概念的結合

警備業務の主な内容は「人の生命、身体、財産等を守る」<sup>24)</sup>ことであり、警備業法上の整合性が認められることから、プール監視業務を警備業務に含めることは不適當ではない。また、プール施設の防犯性を高めることを目的に含めた上で、プール監視業務を有償で委託した場合には施設警備業務に該当すると考えてよい。

しかし、「人の生命、身体、財産等を守る」という内容は、警備業務の趣旨を一般化した概念であり、プール監視業務を含み込む半面、教育内容と資格の上では警備業務との整合性が確保されていなかった。また、プール監視業務の必要性が認められたとしても、それを警備業務とみなす論拠にはならなかった。そのため、プール監視業務は警備業務として徹底されないまま泉南事故が発生し、プールが「危険」であることが表面化したことで、プールの「安全」を確保するための専門化が急務となったのだ。そこで、監視体制を強化するために、ライフセーバー等のプロフェッショナルを監視員にするとともに、監視員の人員配置を徹底すれば、教育内容と資格の上で整合性が認められたであろう。つ

まり、実質的にプール監視業務が警備業務とみなされていなかったことを鑑み、プール監視業務と警備業務を分離するという選択肢も存在したのである。

ところが、プールの物理的特徴、プール施設の防犯性、プール利用者の特徴、プールの利用目的を考察せず、警備業の教育内容と資格の整合性も度外視したまま、法的根拠である警備業法上の整合性のみを論拠にして警備業務としての徹底化が図られた。このような条件下では、資格手当等の技能水準を考慮した給与額を確保することも困難である。その結果、委託料が高騰したにもかかわらず、監視員不足に陥りプールの一般開放中止が続発するという事態を招いたのである。

それでは、なぜ警備業法上の整合性が、プール監視業務を警備業務として徹底化する論拠になり得るのだろうか。その要因として考えられるのは、多種多様な警備業務を一般化した「人の生命、身体、財産等を守る」という概念が、抽象的な概念であるがゆえに、他の抽象的な概念と結びつきやすいということである。

警備業法上の整合性を論拠にすると、「人の生命、身体、財産等を守る」という警備業務の一般化された概念と、「危険」と「安全」という概念が、抽象的な概念のまま結びつく。ところが、その内実は、人の生命、身体、財産等を守る警備業務であれば、プールにおける生命、身体、財産等の危険に対応することが可能であり、利用者の生命、身体、財産等の安全を確保することができるという、抽象的な概念によって構成されたレトリックにすぎない。このような具体性を欠いたレトリック上の前提で、プール監視業務は警備業務とみなされたのである。

具体的に、プールの物理的特徴、プール施設の防犯性、プール利用者の特徴、プールの利用目的を鑑みると、「防犯」と「救急救命」の側面で次のように論点を整理することができる。まず、防犯の側面では、盗難や窃視・盗撮被害の危険性があるにもかかわらず、監視カメラ等の機器を設置しづらい空間であることから、人的な監視業務が実施されることに意義が認められる。

また、救急救命の側面では、利用者以外の視点で異常が早期に発見されやすくなることから、人的な監視業務が実施される意義が認められる。海水浴場と比べてノンプロフェッショナルによって監視することが多くなりやすいプールにおいて、利用者は生命および身体の危険を伴う「眩暈」の遊びを求める。しかし、他者との共同性が希薄な利用者たちは、他者に対して無関心の態度をとりやすいことから、異常が早期に発見されにくくなる。そのため、利用者以外に監視を担う人員が必要になる。

しかし、「防犯」と「救急救命」の両側面からプール監視業務の意義は認められるが、警備業務として実施されるべき必然性は見出せない。このように、具体性を欠いたレトリック上の前提をもとにして、プール監視業務を警備業務として実施する意義が見出されないまま、プール監視業務は警備業務として徹底されたのだ。その結果、プール監視の厳格化に不整合が生じ、その不整合への対応が極めて困難であったことから、プールの一般開放が監視員不足に起因して激減する事態に陥ったのである。

## 2. 概念上の警備業万能論

さらに注目すべき点は、警備業務の主な内容である「人の生命、身体、財産等を守る」という一般化された概念は、人類のあらゆる活動と、その活動が実施されるあらゆる空間に適用可能な広汎性を有するという点である。換言すれば、「人の生命、身体、財産等」が危険にさらされる活動および空間のすべてが、警備業務もしくは警備対象になる可能性があるということだ。つまり、概念上、警備業は極めて万能性が高いのである。このような警備業の性質を「概念上の警備業万能論」とする。

そうすると、2014年現在は警備業務として実施されていない安全確保の活動も、警備業務として徹底化が図られる可能性があることが示唆される。概念上、「人の生命、身体、財産等」の絶対的安全が認められない限り、警備業が介入する余地が存在するからだ。

例えば、山岳ガイドは登山者の依頼に応じて案内業務を実施するだけでなく、登山者の生



命および身体の安全管理も担う。また、ベビーシッターも他人の需要に応じて子どもを預かるサービスであり、子どもの生命および身体の安全管理が重要視される。これらは2014年現在では警備業務に含まれていないが、警備業法上の整合性があり、4号業務に該当する側面を有する。その一方で、教育内容と資格の上では、警備業が山岳ガイドやベビーシッターを担う必然性は見出せない。しかし、プール監視業務を警備業務とみなすのであれば、これらも同様のレトリックで警備業務とみなすことが可能になる。

このように、概念上の警備業万能論によって、多種多様な活動が警備業務の範疇に含み込まれてしまうのである。教育内容や資格の整合性を考慮し、警備業務として実施する必然性の有無を検討しなければ、あらゆる社会的活動が警備業務による監視対象となり、監視員不足に起因する混乱を引き起こすことになりかねない。

ところが、プール監視業務については、教育内容と資格の整合性がなく、警備業務として実施する必然性がないことが明らかであったにもかかわらず、警備業務としての実施が徹底化された。つまり、プール監視業務は、物事の本質的な危険性を考察せず、警備業務として実施する意義も度外視したまま、概念上の警備業万能論によって警備業務とみなされた実例なのだ。プール監視業務をめぐる一連の動向には、概念上の警備業万能論による安全確保の実相が反映されているのである。

## Ⅶ. 結論

プール監視業務は2011年7月の泉南事故以前からプール監視業務は警備業法上の警備業務に該当し、受託者に警備業の認定が必要だった。しかし、実質的にプール監視業務は警備業務として実施されていなかったことから、警備業務として徹底化された。

しかし、プール監視業務と警備業務には、警備業法第2条において整合性が認められる半面、教育内容と資格の上では整合性が認められなかった。そこで、プールの本質的な危険性を

踏まえ、警備業務として実施される必然性の有無を考察するために、本稿では本質主義的アプローチを採用した。まず、プールの本質的な危険性を明らかにするために、プール施設のハード面である物理的特徴と防犯性、ソフト面である利用者の特徴と利用目的に着目した。いずれも、プール監視業務の必要性は認められたが、警備業務としてプール監視を実施する必然性は見出されなかった。

そうであるにもかかわらず、プール監視業務が警備業務として徹底化された背景には、「人の生命、身体、財産等を守る」という警備業務の一般化された概念と、「危険」と「安全」という抽象的な概念を結びつけただけの具体性を欠いたレトリック上の前提があった。この前提に依拠すれば、概念上、警備業は万能であり、「人の生命、身体、財産等」の絶対的安全が認められない限り警備業が介入する余地が存在する。そのため、あらゆる活動が警備業務とみなされ、その空間が警備業務の対象になる可能性が生じることになる。そして、その実例がプール監視業務であり、プールの一般開放中止の続発という事態を招いたと考えられるのである。

但し、今後の課題も残されている。本稿は理論的考察であり、過去の事故事例の検討や、プール関係者および警備業者等への調査を実施していない。そのため、概念上の警備業万能論によってもたらされた変化をデータによって裏づけていない。本稿で考察したプールの本質的な危険性をどのように実証するか、また、その危険性に対する事故防止策を警備業務とみなす必然性をどのように実証するかを考えることが今後の課題である。

## 【注および参考文献】

- 1) 『朝日新聞』2012年7月17日付大阪版朝刊。『朝日新聞』2014年8月22日付全国版朝刊。
- 2) 「プール監視業務を外部委託する場合における警備業の認定の要否について」[https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/20120719\\_seian.pdf](https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/20120719_seian.pdf) 平成24年6月25日発表。
- 3) 『警備保障タイムズ』平成24年7月21日付。

- 4) 例えば、横浜市教育委員会は「警備会社への委託料は高騰しており、安全確保と費用負担を考えた上で中止を決めた」として3年連続で開放をとりやめており、再開のめどは立っていないという。『朝日新聞』2014年8月22日付全国版朝刊。
- 5) 『朝日新聞』2014年8月22日付全国版朝刊。
- 6) 警備保障新聞社(2003)『警備業年鑑2003』警備保障新聞社:14頁。
- 7) 『朝日新聞』2014年8月22日付全国版朝刊。
- 8) 『朝日新聞』2013年1月8日付全国版朝刊。
- 9) 全警協が2013年5月17日に刊行した教本の書名は『施設警備業務におけるプール監視業務』であり、1号業務がプール監視業務の基軸として想定されている。
- 10) 在職中の警備員を対象とする現任教育は、半年ごとに基本教育3時間、業務別教育5時間と定められているが、プール監視はカリキュラムに組み込まれていない。なお、公益財団法人日本体育施設協会水泳プール部会は新任教育時間の配分例を示したが、あくまで「プール監視業務が通常の警備員業務とは異質で特殊なもの」とあるという認識を前提としている。詳細は月刊体育施設編集部(2013)「プール監視に必要な警備業法への対応」『月刊体育施設』2013年5月号:6-15頁を参照。
- 11) 「その他緊急事態の対応に関すること」の次に「等の項目について」と明記されており、記載されている5つ以外にも、必要に応じて対処する可能性があることが示唆されている。
- 12) 文部科学省・国土交通省「プールの安全標準指針」[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/boushi/\\_icsFiles/afieldfile/2011/05/26/1306538\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/boushi/_icsFiles/afieldfile/2011/05/26/1306538_01_1.pdf) 2007年3月発表:3頁。なお、「遊泳利用に供することを目的としないプールにおいても、本指針の主旨を適宜踏まえた安全管理等を実施することが望ましい」と明記されており、競泳利用等でも当該指針に基づいた安全管理が求められている。
- 13) 同上指針:9-10頁。
- 14) 同上指針:15頁。
- 15) 構築主義とは、各種の事象は人々の認識によって社会的に構築されていると考える理論的立場のこと。構築主義的アプローチでは、メルクマールとなる出来事を契機としてクレームを申し立てる者が現れ、そのクレームによって多くの人々が問題性を認識することで、特定の事象が社会問題として構築される過程に着目する。本稿における構築主義的アプローチは、泉南事故を契機としてプールの危険性を人々が認識したことで、プール監視業務が警備業務として徹底化された結果、プールの一般開放中止という事象が社会的に構築されたと考える視座を意味する。
- 16) 問題であると理解されるべき前提と、そうでない前提との間に、このような恣意的な境界線を引くこと、あるいは、ある領域は存在論的な疑いに適うものとして、別の領域は存在論的な疑いを免れるものとして描くこと、そのようなレトリック上の戦略のこと。詳細は田中耕一(2006)「構築主義論争の帰結—記述主義の呪縛を解くために」平英美・中河伸俊編『構築主義の社会学(新版)』世界思想社:214-238頁を参照。
- 17) 正常なるものが、本来その内部に含み込むべき異常現象や逸脱現象を、日常生活世界の秩序や共有された規範の外にある異質なものとして外部に放り出すこと。詳細は西澤晃彦(1996)「『地域』という神話—都市社会学者は何を見ないのか?」(特集)『戦後50年と日本社会学』『社会学評論』第47巻第1号:47-62頁を参照。
- 18) 本質主義とは、各種の事象には客観的かつ物理的な実体があると考える理論的立場のこと。本質主義的アプローチでは、メルクマールとなる出来事の有無や人々の認識に左右されることのない実体に着目する。本稿における本質主義的アプローチは、泉南事故が発生する以前からプールには死傷事故の要因となる実体があることを前提として、その実体に起因する死傷事故防止の対策として存在するプール監視業務が警備業務と整合するか否かを考える視座を意味する。
- 19) 施設の管理責任については、民法第206条に規定された所有権、民法第265条に規定された地上権、民法第601条に規定された賃貸借を法的根拠とし、これらの権利を行使する権利を管理権という。警備業務を実施する場合、警備業者および警備員は警備契約に基づいて施設所有者等が有する管理権を委託されることから、警備業者および警備員も施設を管理する権利を有すると理解される。同時に、当該施設を適切に管理する民事契約上の責任を負うと理解される。詳細は社団法人全国警備業協会2005『警備員教育教本(施設警備業務編)』社団法人全国警備業協会:67頁を参照。
- 20) Baudrillard,J.,(1970). La Societe de Consommation Gallimard-Jeunesse,Gallimard(今村仁司・塚原史共訳(1995)『消費社会の神話と構造(普及版)』紀伊国屋書店):邦訳108頁。

プール監視業務と警備業務の整合性

- 21) Caillois,R.,(1958). Les Jeux et les hommes,Gallimard  
(清水幾太郎・霧生和夫共訳 (1970)『遊びと人間』  
岩波書店) :邦訳 3-207 頁.
- 22) プールの空間に関する社会学的研究は稀少であるが、その理由はカイヨワが「眩暈の遊びと偶然の遊びは、社会学者や教育学者によって、暗黙のうちに忌避されている。眩暈の研究は医学者に、チャンスの計算は数学者に委ねられる」(同上書: 249 頁) と述べているように、眩暈の遊び
- 自体が社会学の対象になりにくかったことが一因であると考えられる.
- 23) 同上書 73 頁.
- 24) 一般社団法人全国警備業協会 (2012)『警備業法の解説(11訂7版)』一般社団法人全国警備業協会: 20 頁.

(2014年 11月 28日受付 )  
(2015年 1月 27日受理 )